

第2回条例専門部会の議事概要

開催月日：平成17年4月20日(水)

時間：17時30分～20時15分

会場：府庁福利厚生センター 第1会議室

協議事項

1 報告事項

- ・ 本年4月1日施行の条例(熊本県、大分県、北海道)を含め、9都道県の食の安心・安全に関する条例について、一覧資料により事務局から説明。
- ・ 「条例骨子に関する各委員意見」について、資料に基づき事務局から説明。

2 検討事項

(概要は、以下の議事録要旨のとおり)

* 出席者

条例専門部会委員

小林 智子	京都府生活協同組合連合会
田中 恒好	立命館大学法科大学院教授
永井 菊博	J A全農京都府本部
中坊 幸弘	京都府立大学人間環境学部教授
野村 善彦	京都府食品産業協議会
山下 淳	同志社大学政策学部教授

(敬称略 五十音順)

事務局 太田農林水産部理事、小塩保健福祉部衛生・薬務総括室長、
食の安心・安全プロジェクト、保健福祉部生活衛生室、商工部消費生活室、農林水産部農産流通課、畜産課、水産課各担当者

議事録要旨

委員提出資料の説明

(委員) 鳥インフルエンザの事例でも明らかであったように、リスクコミュニケーションは非常に重要なことであるが、始めたばかりのため、効果的な実施方法についての検討や事例の研究が必要。インターネット上での意見表明や質問などができるよう、ホームページを有効に活用することも大切。事業者と消費者だけではなく、マスコミも含めた取組が必要。

大阪府の「食の安全確保マニュアル審査制度」は、業界がマニュアルを作っているなど自主的な取組を支援しており参考になる。

自主回収報告制度は、単なる報告ではない中身を持っていることと、企業の社告に加え、さらに広く情報提供するものであり検討する必要がある。

群馬県他で施策申出制度がある。府が意見を聴くという開かれた姿勢を見せることが大切。

群馬県の農場公開制度のように、事業者による積極的な情報公開と消費者との交流ができるような仕組みをつくることも大切。

条例に盛り込むべき事項について、資料（検討骨子素案）に基づき協議。

(委員) 相当のボリュームがあるので、総花的にならないようにする必要がある。府の責務で「社会的なトータルコストへの配慮」という表現は工夫が必要。

(部会長) 「府の責務」で書くよりも、「5 食の安心・安全の確保に関する施策」の個別施策で書いた方が良いかもしれない。

(委員) 北海道のように「消費者」と「道民」とが条例に出てくるのはどのように考えればよいのか。

(事務局) 事業者も消費者の側面があるということで、役割では「消費者」ではなく「道民、県民」とされているほか、県・事業者との整理で県民とされるなどの理由及び条例で規定する内容、つまり役割は道民であるが施策提案は事業者もするということで道民とするなど、使い分けがなされている。

食の振興の観点

(委員) 前文の「食」を支える農林水産業及び食品産業への理解の促進と振興を目指す旨は、確かにそうであるが、「目指す」と表現すると趣旨が逆転するので、書き方に工夫が必要。

起こった事にどう対応するかが大事であるが、起こるであろう事への対応、未然防止関係が盛り込めないか考えている。東京都では「現在及び将来の都民の健康の保護」を図るとし、さらに未然防止関係の条項を置いている。

(委員) 事業者についてのモラルの記述があるが、消費者のモラルも必要ではないか。

前文における「食の振興を目指す」について、条例を順守することによって、食品産業はレベルを上げざるを得ないので、結果として、振興につながることを訴えてもらえば良い。

京野菜は、レストランなど取扱い店の認証制度で積極的に後押ししているが、信頼食品の制度もそういう形で、後押しする施策を入れて欲しい。

(部会長) 京都らしいブランド、信頼食品制度を進めるには、事業者をほめるということを考える必要がある。規制ではなく、自主的な取組を促す、認証であるとかワッペンを出すと

か必要かもしれない。信頼食品の制度などは、プラス志向の道具として使うのが良い。

(委員) 京ブランド食品は各業種ごとに基準を定めているが、それがあから各組合が品質を保証できる。加工業者が自らのレベルアップのために頑張ろうという条例になれば良い。

(部会長) 自主的な取組を後押しするような視点が欲しい。

(事務局) 信頼食品は名前に考慮があるかもしれない。制度として業界の振興につなげていくものにしたい。

(委員) 「揖保素麺」は、組合が検品している。オランダのチーズには、地域が自主管理する制度がある。高いレベルにアップさせ、信頼される食品にする、そういう取組が望ましい。

(部会長) 資料「3 食の安心・安全を一層高める取組の推進」のところで、事業者団体の自主的な規格作りや、努力をほめてあげるといことを盛り込む必要がある。

条例には具体的に書きにくいだらうから、別に仕組みとして考える必要がある。

条例としては、「努力を後押しする」というように受け取ってもらえるようにしたい。

(委員) 府がワッペンをあげる制度にするともらえないところも出てくる。もらえないところが良くないととられないようにする配慮が必要。京豆腐でも家族でやってるところが多いが、基準に達しないところが出てくる。

(委員) 行政サイドでは認証できない。京野菜では、ふるさと産品協会が認証している。

条例の骨格

(部会長) そもそもこの条例で、具体的な取組をどこまで書くつもりなのか。基本条例にしておくのか。

(委員) できるものは具体的に、またイメージできるように書き込むようにしてほしい。

(委員) 具体的な施策については、条例ではなくそれぞれの施策の中で考えていけばよいのではないか。

(委員) 取り締まるのではなく、全体がそういう意識がもてるようになれば良い。努力が報われる、見える、そういうことが条例に盛り込めないか。

モラルについても、守っていれば問題が起こらないが、ちょっと魔が差した、これくらいでいいだらうと思うときに問題が起こる。常に意識することができればいいが、それができていない。

(委員) 法令順守は当然の話で、あるべき姿に至るよう意識づけが必要。

食品業界では、5Sの取組を進めているが、一番大切なのは、5Sのうちの「しつけ」である。

(委員) 安心・安全の違いの話にもつながる。法令順守で食品の安全性は確保されるが、安心となるとそれ以上のことが必要とということを打ち出したい。ただしモラルという言い方が良いかどうかということはある。

(委員) 法令順守ですべてOKかということ、消費者にとっては十分でない。

特に、分かりやすい表示が大切。

(部会長) 一つ目は、既存法令を守る。そして、自主的により高いレベルを目指してもらおう。そのためにはどういうことを書き込んだら良いか。責務・役割だけでは弱い。高いモラルを持って頑張ってくださいということを条例で押し上げる。

二つ目は、基盤整備をしっかりと整えておかなければならない。

規格・基準を守り、監督し、またモニタリングをすること。規格・基準は行政が定めるものか自主的なものかということもある。これらについて、どこまでの記述に止めておくか、制度が要するところか。表示の関係も書けるかもしれない。

三つ目は、危機管理について、どこまで書けるか。未然防止という形で書けるか。保健所設置市、食品衛生法との関係も微妙なところがある。

危機管理・未然防止

(事務局) 東京都が行っている未然防止の施策は、保健所設置市との関係、又府の力量からすれば、困難な点がある。制度に不十分な点があれば、国に要請するのが筋である。

仮に取り組む場合は、国の基準を超えての規制ということになるので訴訟も意識しなければならない。東京都はそこまでことを意識して、リスク評価組織として「安全情報評価委員会」を設置している。なお、独自に規格基準を設けた場合は、府内でどの地域で出てくるかとなると、一般論として事業所の多い京都市域で対象となる可能性が高い。

(委員) 食品のリスクについて、全面的な評価は国に任せるとして、養殖フグへのホルマリン消毒問題など、隙間のところがあれば対応が必要ではないか。

(事務局) リスク評価とは別に、フグの対応は、長崎、大分、熊本で条例に盛り込んでいる。食の安心・安全に係ることで、法律の隙間部分への対応については内部にチームを設けて検討している。

(委員) 何か問題になることがあれば、府が独自にリスク評価し、判断するよりも、むしろ府民とのリスクコミュニケーションを良くし、吸い上げる窓口をきちんとすれば対応できるのではないか。

(委員) 情報を伝えるという意味で、危害情報の申し出制度での対応も一つある。

(部会長) 未然防止の一環として、早い段階で府民からの情報を国へ提供していくこともある。現在でも体制はできているのか。

(事務局) 対応する体制はできている。

(委員) 危機管理で住民が知り得た情報をどこに通報し、それが必要なところへどう伝わるのが大事。情報の一元化、共有化に向けた取組が必要。

完全に未然防止するというのは難しいので、起こった場合に、いかに拡大を防ぐかということが危機管理の重要なポイントとなる。

(部会長) 危機管理については、組織連携、そして情報を府民にいかに早く提供していくか、ということを条例に書き込む。

(委員) 完全に未然防止するというのは難しいということですが、未然をどこまで考えるか。例えば、鳥インフルエンザで言えば、他県で発生したなら、その段階で拡大を防ぐということを現実的な未然防止と考える。

適正表示等

- (委員) 条例は、生産者を応援するものにしてほしい。また見て楽しい条例にならないか。農家が見てどう思うかということも考える必要がある。安心・安全のためには褒めることも必要。立入検査はすべきでない。農薬について取り締まるだけでは問題は解決しない。生産者は、自主検査に労力と金を使っている。生産者の取組に対する支援の裏付けができないか。併せて、農薬に対する正しい理解が必要で、このことについての鍵は「食育」にあると思う。食育と地産地消と環境保全は一つのものと考えている。生産者と消費者の交流を進めるようにすべき。また、府外からの移入品が多い中、表示の適正化を盛り込むべき。適正表示の確保が一番大事。
- (部会長) 表示の適正化と絡めて、地域外生産のモノをどうするかという問題がある。全部のプロセスをどう押さえるかで、どこまで条例に書くかが決まってくる。また、対象者を府内者に限るのか、府外者も含めるのかにもかかわってくる問題である。
- (委員) 表示は、加工品も対象とすべきとの考えか。
- (委員) 生鮮品について必要と考える。
- (委員) 適正表示について、流通事業者の責務に入れることができますよね。生産者を信用しろ、法律を守れということではなく、もう少し上の次元のところを書いた方が格調高くなる。
- (委員) 「3 食の安心・安全を一層高める取組の推進」のところに、もう少し智恵を入れて、強調してはどうか。
- (部会長) 3をふくらませるよう検討しましょう。

環境の視点

- (委員) 環境の問題は、食の次に大切。
- (事務局) 環境について、どこまでとらえれば良いか。
- (部会長) 生ゴミのリサイクルなど食の安心・安全に関係するが、この条例ではどうか。消費者の役割について言えば、消費で終わりではないが、この条例にそこまで盛り込むと広がり過ぎる。手がかりだけでも残せないかと思う。
- (委員) 理念の中で入れられないか。
- (部会長) 前文か理念で検討しましょう。

自主回収報告制度等

- (部会長) 自主回収報告制度、危害情報申し出制度、信頼食品については、行政の窓口の問題とも絡むので、制度として具体的に条例に記述できない場合は、抽象度を上げた形で盛り込むことも検討しましょう。自主回収報告制度については、広く情報の共有化をするような仕組みも含めて考えるのも一つの方法と思う。

無登録農薬使用農産物等の出荷前規制

- (事務局) 無登録農薬使用農産物の流通規制について、もう少し議論していただきたい。
- (委員) 農薬の問題で一番困っているのは農家。無登録農薬の処分にも、農家は経済的な負担がある。一単位当たりの農薬の使用量は減ってきているという状況を考慮してもらいたいし、これまでの地道な努力も認めてもらいたい。必要以上に農家を縛ることはよくない。
- (事務局) 消費者が食の安心・安全で一番気にしているのが、残留農薬の問題。
- (委員) 農薬の使用量は現実には減っているが、それが十分に正しく消費者の耳に入っていないのではないかと。
食品業界は、食品添加物の問題で過去にどれだけたたかされたか知れない。しかし、今は、努力が評価され、逆に励ましを受けることもある。農薬も消費者に知ってもらう努力が不十分なのかも知れない。
- (部会長) 規制について、書くこと自体に問題があるわけではないが、むしろ、信頼性の向上の取組の方向で検討できないか。
- (委員) 食品安全基本法で痛感したのは、生産者の自己責任ということ。仮に法令に違反した場合は、立入検査は当然。しかし、そうでなければとやかく言うべきでない。
- (委員) 規制するときには、判定が難しい場合がある。風評被害の前例を作ってはいけない。
初めから事業者を悪者として見て、立入調査を規定することは賛成できない。自主規制が基本であり、何かあれば自主的に対応すべきである。立入調査されること自体が風評被害につながる。もし、規制を規定するならば、名誉回復措置についても盛り込むことが必要。また、行政が行う勧告は、公表しないでほしい。
- (部会長) 勧告すれば、通常公表することとなるのではないかと。
- (事務局) 勧告は、現地確認を行い、裏付けをとった上で行うものである。また、勧告があることにより、無登録農薬使用の抑止効果にもつながる。
条例で規定している県は、この規定により、消費者に対して県産農林畜水産物の信頼性を高めることも目的の一つとしている。
- (部会長) 立入調査について、生産者に対する規制につながる一方で、食品に対する信頼性を高めることにもなる。問題が発生したときに自主規制し、情報の共有化をしていくのかがいいのか、また生産者に過重な負担とならないようにするにはどうしたらよいか、などバランスをとるのが難しい。
この件は、本日は結論を出さずに置いておきましょう。

以上